

# 内密出産と「出自を知る権利」をめぐる現状と課題

——韓国「危機的妊娠保護出産法」を手がかりに——

田 中 佑 季

- I はじめに
- II 匿名出産と内密出産
- III 日本における内密出産
- IV 韓国における保護出産
- V 考察——内密出産に関する今後の検討課題
- VI おわりに

## I はじめに

### 1. 日本の「出自を知る権利」をめぐる現状と課題

「子の出自を知る権利」（以下「出自を知る権利」とする。）は、「自分がどのようにして生まれたのか」、「自分の遺伝上の親は誰なのか」を知る権利であると一般的に解されている<sup>(1)</sup>。出自を知る権利が重要な課題として把握さ

れるのは、主に「非血縁関係にある親子<sup>(2)</sup>」であり、現在（二〇二五年八月現在、以下同）まで、生殖補助医療（特に第三者からの精子・卵子の提供による生殖補助医療）や養子縁組により形成された親子関係<sup>(3)</sup>において活発な議論が展開されてきた。

生殖補助医療に関しては、二〇二〇年に「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」（令和二年法律第七六号）が公布された（同年二月一日公布、二〇二二年三月一日施行（第三章は二〇二二年二月一日施行））。同法は、生殖補助医療の提供等に関する基本理念や国及び医療関係者の責務、国が講ずべき措置等を定め、第三者の卵子又は精子を用いた生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例を定めることを趣旨として制定された（同法一条参照）。同法は一定の評価を得たものの<sup>(4)</sup>、生殖補助医療及びその提供や生殖補助医療に用いられる精子、卵子、胚の提供又はあっせんに関する規制、出自を知る権利と密接に関わる生殖補助医療に関する情報の保存、管理、開示等に関する制度の在り方等に関しては、同法成立後おおむね二年を目途に検討及び措置を講ずることが同法附則に明記されるなど（同法附則三条）、多くの課題も浮き彫りにした<sup>(5)</sup>。その後、二〇二五年二月五日には、第三者からの提供卵子や精子による生殖補助医療のルールを定める「特定生殖補助医療法案」が参議院に提出された<sup>(6)</sup>。同案は、生殖補助医療により生まれた子の出自を知る権利の保障が目的とされたが、当事者団体が同権利の保障は不十分であるとして法案の再考を要請する<sup>(7)</sup>など、議論となった。同案は、通常国会で審議されずに廃案となり（同年六月）、当事者の声を踏まえたルール整備の必要性が指摘されている<sup>(8)</sup>。

養子縁組、特に実親子関係が法的に終了する特別養子縁組においては、導入議論（一九八七年民法改正により導入）の過程で出自を知る権利の重要性が指摘され、戸籍の記載が工夫されるなどした<sup>(9)</sup>。しかし、出自を知る権利の保障と関わる養子縁組の情報管理や開示等は法制化されておらず、また、情報管理を担う中央機関も設置され

ていないことから、養子の同権利の保障は不十分な状態にある。生殖補助医療及び養子縁組における出自を知る権利の保障について、具体的な検討が急務である。<sup>(10)</sup> 加えて、現在、出自を知る権利に関する明文規定は存在していないため、同権利の法的根拠や性質も重要な論点となる。<sup>(11)</sup> 保障のための具体的な議論とともに検討すべき課題である。

## 2. 本稿の目的——日本の内密出産及び韓国の保護出産と「出自を知る権利」

近年、「血縁関係の親子関係」においても出自を知る権利は重要な課題となっている。<sup>(12)</sup> そのひとつが「内密出産」である。

内密出産は、妊娠した女性が医療機関の一部の関係者のみに身元を明かして出産することを言う。二〇一九年に国内で初めて、医療法人聖粒会慈恵病院（熊本市）（以下「慈恵病院」とする。）が内密出産の受入れを表明した。<sup>(13)</sup> 内密出産では、子が一定の年齢に達し、出自を知りたいことを望んだ場合のために、医療機関は母親の身元情報を保管する。しかし、現在、内密出産は法制化されておらず、出自を知るための法制度や支援も未整備であることから、出自を知る権利の保障やそのルール作りが重要な課題となっている。内密出産の法制化が求められているが、<sup>(14)</sup> 実現には至っていない。

韓国においては、乳幼児遺棄の防止等を背景に、母親が身元を明かさずに出産できる制度導入が議論され、二〇二三年一〇月三十一日に「危機的妊娠及び保護出産の支援並びに児童保護に関する特別法（위기 임신 및 보호출산 지원과 아동 보호에 관한 특별법）」（法律第一九八一六号）が制定・公布された（二〇二四年七月一九日施行）（以下「危機的妊娠保護出産法」とする。<sup>(15)</sup>）。保護出産とは、支援を必要とする妊婦が所定の相談・申請を経て、本名を明かさず、仮名で出産する制度である。保護出産の導入議論では、出自を知る権利の保障が重要な課題として検討

され、<sup>(16)</sup>同法には、実母（実親）の身元を含む出自に関わる情報の管理や保存、開示に関する明文規定が置かれた。保護出産が法制化され、出自を知る権利の保障と密接に関わる情報の管理・開示が法的に定められた韓国の状況は、日本と大きく異なる。

本稿では、以上の点を踏まえ、身元を一部の者のみにしか明かさない出産と出自を知る権利に焦点を当て、同権利と密接に関連する「情報の範囲、管理、開示」に着目する。韓国の現状を手がかりに、今後の日本での内密出産をめぐる議論への示唆を考えることを目的とする。以下、匿名出産及び内密出産について整理し、日本の内密出産の現状と出自を知る権利との関係について検討する。そして、韓国の危機的妊娠保護出産法の関連規定を中心に整理し、韓国の状況を踏まえながら日本の今後の課題について考察を加える。保護出産を法制化した韓国の状況を検討することは、日本での今後の議論において有意義なものとなる。

## II 匿名出産と内密出産

妊婦が自身の身元情報を医療機関の一部の者のみに明かして出産する<sup>(17)</sup>内密出産は、身元を誰にも明かさずに医療機関で出産する「匿名出産」とは区別される。<sup>(18)</sup>

### 1. フランスの匿名出産制度

匿名出産は、フランスで一九九三年に法制化されたが、その歴史は一六世紀に遡るとされ、革命期には児童救済の一環として完全な合法化が実現し、国による援助も実施されたという。<sup>(19)</sup>匿名出産の第一義的な意義は、安全な医療の下、危機に瀕した母子に対して安全な出産の機会を提供することにあると指摘される。<sup>(20)</sup>フランスの匿名

出産では、母親に自身の身元の秘密を守る権利があることが民法で認められており、母親は身元を明かさずに子の出生登録を行うことができる。<sup>(21)</sup> フランス民法では、子の出生証明書における母の表示により法律上の母子関係は成立するものとされ（仏民三二一条の二五）、匿名出産した母親が自身の名前を出生証明書に記載しない限り、生まれた子と母親との間に法的母子関係は成立しない。<sup>(22)</sup> 出自を知る権利が問題となり得るが、「養子及び国家被後見子の出自へのアクセスに関する法律」（二〇〇二年）では、匿名出産した女性は自身の身元情報を記入した文書を封印して（身元情報以外の出自に関する情報を残すことも可能）「人の出自へのアクセスに関する国家諮問委員会（CNAOPP）」への提出を勧められるものとし、子が出自に関する情報を知ることが望んだ場合、母親の同意を得て、封印情報が子に開示される。<sup>(23)</sup>

## 2. ドイツの内密出産制度

ドイツでは、二〇〇〇年にハンブルグで新生児受入れ設備<sup>(24)</sup>（一定の場所に設置された設備（ベビーベッドやゆりかご）に新生児を密かに置いて立ち去る仕組み）の運用が開始されたが、出自を知る権利の保障に対する批判から、困難な状況にある妊婦のための新たな出産方法として内密出産が法制化された（妊婦支援の拡大及び内密出産の規律のための法律）（二〇一三年八月二十八日成立、二〇一四年五月一日施行）<sup>(25)</sup>。ドイツの内密出産は、妊婦が特定の者（相談専門員）のみに身元を明らかにして医療機関で出産する制度で、妊娠相談所による相談体制の下、医療機関で匿名での出産（仮名で出産することが認められる。）及び医療的ケアを受けることができ、子の出生登録においては、母親を明らかにしない形（仮名としたまま）で行うことができる。<sup>(26)</sup> 子が一六歳に達したとき、母親の身元書類（妊娠相談所での相談の際、同相談所は母親の身元情報（氏名・生年月日・住所・国籍）を示す出自証明書を作成し、厳封する。）の閲覧請求ができるが、母親が閲覧を望まない場合、子が一五歳に達した後、妊娠相談所に閲覧に

ついで反対の意思を表示することができる。<sup>(27)</sup> 子の出自を知る権利と母親のプライバシーの権利の調整が指摘された制度であると指摘される。<sup>(28)</sup>

### Ⅲ 日本における内密出産

#### 1. 「こうのとりのゆりかご」と内密出産の導入——慈恵病院の取組み

慈恵病院では、胎児や子の命を守るための取組みとして、二〇〇二年から妊娠相談窓口（現在「SOS赤ちゃんとお母さんの妊娠相談」）の開設等を行っており、その後、新生児の遺棄等を背景に、二〇〇七年五月一日からは親が育てることが難しい子を匿名で預かる「こうのとりのゆりかご」を設置している（ドイツの取組み等を参考にしている）。<sup>(29)</sup> 「こうのとりのゆりかご」には、運用開始日から二〇二五年三月三十一日までに計一九三件の預け入れがあったことが報告されている。<sup>(30)</sup> 「こうのとりのゆりかご」に対しては、子の「命を守る最後の砦」として賛同を得る一方、孤立出産や新生児遺棄の誘発、子の出自を知る権利という観点から批判が示された。<sup>(31)</sup>

預け入れ経緯においては、孤立出産（自宅出産等）の割合が高く、子の命が非常に危険な状態に置かれた事例もあったという。<sup>(32)</sup> このような状況を踏まえ、慈恵病院は、「母子の命にかかわる自宅などでの孤立出産を防ぐための取り組み」<sup>(33)</sup> として、二〇一九年二月七日に内密出産の受入れを表明した。内密出産を希望する妊婦等からの相談を受け、慈恵病院での出産後、同病院が要保護児童として熊本市児童相談所に通告し、その後、子は同児童相談所により同病院へ一時保護委託され、退院後は児童養護施設等への入所又は里親への委託を経て養子縁組の成立に繋がっていく。<sup>(34)</sup> 慈恵病院は、二〇二一年一二月に初の内密出産を行ったことを二〇二二年二月に公表し、その後、二〇二五年五月二十七日までに四九名が内密出産で出生したことを明らかにしている。<sup>(35)</sup>

## 2. 内密出産と「出自を知る権利」をめぐる議論

内密出産については様々な法的課題が指摘されるが、<sup>(36)</sup>ここでは出自を知る権利に焦点を当てる（他の課題は検討課題として後述する。）。

### (1) 出自を知る権利の保障

出自を知る権利の侵害は重要な課題となる。<sup>(37)</sup>内密出産の受入れが表明された際、病院側が内密出産を希望する女性の身分証明書のコピーを保管し、一定の年齢に達した子が自身の出自を知りたいことを望んだ場合に保管情報を開示することとされた。<sup>(38)</sup>ただ、母親が匿名を希望した場合は、子が出自を知る機会を失うことにもなる。<sup>(39)</sup>また、保管すべき情報の範囲や保管方法、子からの開示請求があつた場合の開示手続・方法等も課題となる。内密出産の情報管理及び開示に関する法制度が整備されていない以上、出自を知る権利の完全な保障は難しいと考えられ、同権利の法的保障のための法整備は不可欠である。

### (2) 国によるガイドラインの通知（二〇二二年）

二〇二二年九月三〇日、内密出産のガイドラインとして、法務省及び厚生労働省により「妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産したときの取扱いについて」（以下「ガイドライン」とする。<sup>(40)</sup>）が通知された。ガイドラインは、「本来的には、子どもの出自を知る権利の重要性や出産前後に母子が得られる支援の観点から、妊婦がその身元情報を明らかにして出産することが大原則であり、関係機関が連携して身元情報を明らかにした出産が行われるよう説得することが求められ」るが、「何らかの事情により、医療機関において妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産せざるを得ない場合の取扱いについて」取りま

とめを行ったとし、「これまで熊本市から受けた照会等に対し法務省及び厚生労働省から個別に回答した事項や、現行制度下における対応等を改めて整理したものであり、こうした出産を推奨するものではないことを前提としている。

なお、ガイドラインでは、関係機関（都道府県、市区町村、児童相談所、医療機関等）の連携対応の必要性に言及し、関係機関には、「最も尊重されるべき点は母子の生命・健康の確保であることを念頭に置いた上で」「出産前後の母子への継続的な支援が可能となるよう適切に連携するよう最大限努めること」を求めている。<sup>(42)</sup>

### (3) ガイドラインにおける「出自を知る権利」<sup>(43)</sup>

ガイドラインは、出自を知る権利と関連して、以下のように示している。

① 医療機関は当該妊婦に対して、「出自を知る権利の重要性や出産前後に得られる支援等を説明し、身元情報を明らかにした上でのお産について説得」する。出自を知る権利の重要性とともに、子への母の身元情報の開示・開示時期や同意、出産前後の支援等に関する情報提供等を行う。

② 出自を知る権利の保障の観点から、「医療機関内で出産した者の身元情報を当該機関内で適切に保管するなど必要な措置を講ずる必要がある」。医療機関は、少なくとも以下の措置を適切に行うことが求められる。

i. 妊婦の身元情報に関して、当該医療機関における管理者、管理情報の範囲・方法、開示時期・方法、当該妊婦に生命の危険が生じた場合の身元情報の取扱い等を定めた規程を作成する（「規程の明文化」）。

ii. 出自を知る権利の重要性や出産前後の支援の観点等について母親に説明し、身元情報開示の意義を伝える。母親から身元情報以外（子への手紙や子の名前、物品等）の提供があった場合は、医療機関等で適切に管理し、子に引き継がれるようにする。

- iii. i. の明文規程に基づき、医療機関内での身元情報管理について当該妊婦から同意を得て適切に管理する。
  - 子からの開示請求があった場合の開示方法についても明文規程で定め、当該妊婦に説明する。
- iv. 医療機関における母親の身元情報の保存期間は永年とすることが望ましい。
  - 合わせて、都道府県等は、医療機関において上記の措置が適切に行われるよう指導し、児童相談所は、将来に備え、出自を知る権利及び同権利に基づく身元情報の開示方法や時期等について子の入所施設や養親等に説明する。

#### (4) 検討課題とその後の動き

##### ① 「出自を知る権利」に関する検討課題

ガイドラインは、出自を知る権利の保障のために身元情報の適切な保管が必要であるとし、医療機関には、母の身元情報（基本的に氏名、住所、生年月日をいう。<sup>44</sup>以下同）とともに、妊婦が情報提供に同意した場合は「運転免許証等の公的身分証の写しや、本籍地、血液型、職業、健康状態・既往歴等の情報についても…管理することが望ましい」とした上で、当該医療機関で管理情報の範囲に関する明文規程を作成することを求めている。医療機関によって管理情報は異なることになり、加えて、子への情報の開示時期や方法に関する規程の明文文化も医療機関に求められていることから、子への開示手続も医療機関の判断によることになる。また、情報の永年保存が望ましいとされるが、保存方法や医療機関が廃業になった場合の情報の移管に関する問題も指摘できる。また、ガイドラインでは、情報の管理・開示はすべて医療機関が担うこととされ、医療機関に過度な負担がかかることが指摘されている。<sup>46</sup>内密出産により生まれた子の出自を知る権利の保障のための公的な体制確立を検討する必要がある。

## ② 検討会報告書と慈恵病院の対応指針 (二〇二五年)

ガイドライン通知後、二〇二三年五月三十一日に、慈恵病院と熊本市は、このとりゆりかごに預け入れられた子や内密出産で生まれた子の出自を知る権利の保障等に関する共同検討会（緊急下の妊婦から生まれた子どもの出自を知る権利の保障等に関する検討会（以下「検討会」とする。））を設置し、二〇二五年三月二日に報告書を公表した。その後、同年五月二十八日には、慈恵病院が出自に関する情報開示手順等に関する独自の対応指針（以下「対応指針」とする。）<sup>(48)</sup>をまとめている。以下、出自を知る権利を中心に概要を整理する。

検討会報告書では、最も優先されるべきは、「緊急下の妊婦及び子どもの生命・健康の確保」とし、同時に、「出自を知る権利と、母のプライバシーの権利が尊重され、確保されることが重要である」とする。<sup>(50)</sup>その上で、「出自に関する情報」<sup>(51)</sup>を「父母に関する情報（A）」、「子どもに関する情報（B）」、「（A）（B）以外の情報（兄弟・祖父母等）（C）」に分類している（これらの情報は「収集すべき情報」ではない）。（A）については、父母の氏名・住所・生年月日の「身元情報（A-1）」と、国籍や職業、血液型等（個人に関する情報）、内密出産等を選択した理由等（経緯）、父母の関係性、成育歴、生活状況等（その他の情報）の「身元情報以外の情報（A-2）」に分け、（A-1）は受入医療機関で、（A-2）は受入医療機関及び児童相談所で永年保存する。開示にあたっては父母の同意を必要とする。（B）については、氏名や生年月日、性別等の「基礎情報（B-1）」と子への情報開示の同意・不同意等（情報提供等の同意・希望）、父母の子への思い等（父母の子への気持ち等に関する情報）、父母の健康状態や既往歴等（その他の記録）の「基礎情報以外の情報（B-2）」に分け、受入医療機関や児童相談所、養子縁組あつせん機関を通じて子の養育者に引き継がれて保存される。（B）は、父母の同意なく開示することができない。また、（C）は当該情報の取得機関等が保存する（情報の主の同意なく子への提供は不可）。なお、

(A)と(B)は別個に保存され、情報は紙若しくはデータ、又はその両方で保存する。開示にあたって父母の同意が必要となる(A)について、開示請求可能年齢は一八歳が適切であるとし、一五歳以上の場合、子の精神的な安定度やサポート体制の双方を勘案した上で開示手続を進めることができるとする。また、開示請求に対する決定については、外部の専門家を交えた会議体を設置するなど、専門性や第三者性を担保して検討・決定することを必要とする。報告書では、「まとめと提言」とし、出自を知る権利については、法律による明確な保障、出自に関する情報の定義の明確化・法制化、情報の保存・管理についての法制化、開示にあたっての対応機関の明確化やルールの検討等を国への要望として挙げて<sup>(52)</sup>いる。

その後示された慈恵病院の対応指針は、報告書に基づく具体的な手続を記している。身元情報等の開示請求があった場合、父母の同意を得て(意向が確認できない場合は非開示)、専門家を交えた審議会が開示内容を決定することとし、開示請求は原則一八歳以上としつつ、子と養育者の意向を尊重して一八歳未満でも可能とした。情報の保存については、開示に同意が不要な「子どもに関する情報」と、それ以外の情報を分けて永年保存<sup>(53)</sup>する。出自を知る権利については、危機的状況にある子の保護のためには匿名性の保障が不可欠であり、「出自より命」にならざるを得ないと強調した上で、誠意あるアプローチと丁寧な説明、子の権利について理解を求めていく<sup>(54)</sup>。また、内密出産やこのよりのゆりかごを希望する女性の実情や内密出産等の存在意義、男性の責任や実情等も明記し、対応時には、指導や批判ではなく、これまでの苦難についてねぎらうことが大切であるとする<sup>(55)</sup>。検討会報告書及び対応指針を踏まえた今後の検討が求められる。

## IV 韓国における保護出産

## 1. 保護出産制度の導入——「危機的妊娠保護出産法」の制定

韓国では、二〇二三年一〇月三十一日に「危機的妊娠保護出産法」が制定・公布され（二〇二四年七月一九日施行）、母親が身元を明かさずに出産できる法律制度が導入された。保護出産とは、支援を必要とする妊婦（危機的妊婦・妊娠中で、経済的・心理的・身体的な事由等により出産に困難を抱える女性（同法二条一号））が所定の相談・申請を経て、非識別化（個人情報について管理番号を付与し、仮名処理<sup>(56)</sup>）すること（同法三号）された仮名で医療機関での出産が可能となる制度である（同法三・四号）（なお、同法では、危機的状況にある分娩後六か月未満の女性を危機的産婦としている（同法一号））。

韓国では、二〇二三年六月の監査院発表に基づく調査により、同年七月、二〇一五年から二〇二二年の間に医療機関で出生時に付与される臨時新生児番号があるにもかかわらず、出生申告がなされていない乳幼児が二、一、二三名いることが明らかになった。<sup>(57)</sup> このような事態を防ぐため、医療機関による行政への出生情報の通報により、子の出生を公的に確認する出生通報制度が導入された（家族関係の登録等に関する法律（가족관계의 등록 등에 관한 법）の改正による（法律第一九五四七号、二〇二三年七月一八日公布、二〇二四年七月一九日施行）<sup>(58)</sup>）。同制度の導入により、出生未申告の解消が期待される一方、出産の事実を知られたくない女性が医療機関での診察・出産を避けることが懸念され、母と子の健康を保護し、乳児遺棄等を防ぐため、保護出産導入に関する議論が展開された。<sup>(59)</sup> 危機的妊娠保護出産法は、「経済的・心理的・身体的事由等によって出産及び養育に困難を抱える妊婦の安全な出産を支援し、その胎児及び子である児童の安全な養育環境を保障することで、実母及び実父とその子の福利増進に寄与する」ことを目的とする（同法一条及び官報参照）<sup>(60)</sup>）。

## 2. 保護出産制度の概要

出産前の相談を前提とし、相談を経て身元を明かした出産が難しい場合は保護出産の申請を行い、医療機関において仮名で出産することができる。<sup>(61)</sup>以下、保護出産手続について、相談、申請、出産及び出産後の各段階に分けて整理する（出産後の情報開示等は後述する）。

### (1) 相談の実施

保護出産の申請前に、家庭での養育支援に関する相談を受けなければならず、危機的妊産婦（以下「妊産婦」とする。）は、いつでも地域相談機関に相談することができ、同機関は、家庭で養育できるよう十分な相談・案内を提供しなければならない。その後も地域相談機関で保護出産手続と親権喪失等の法的効力、子の実親を知る権利の意味と同権利を保障できない場合の子の発達への影響等について再び相談を行った後、保護出産を申請することができる（危機的妊娠保護出産法七・八条）。

相談機関とは、妊産婦に出産及び養育、児童保護のための支援情報や相談を提供し、必要なサービスを連携支援するために指定された機関である（同法二条二号）。保健福祉部長官が指定する中央相談支援機関（同法六条一項）と、同長官及び市・道知事等が指定する地域相談機関（同条二・三項）がある。前者には児童権利保障院<sup>(62)</sup>が指定されており、妊産婦の出産・養育支援、児童保護のための相談手続・内容開発・普及等の業務を担っている。後者は、現在、全国に一六機関<sup>(64)</sup>設置されており、妊産婦の出産・養育支援や児童保護、保護出産の相談や情報提供・支援等を担う。

(2) 保護出産の申請

(1) の相談を受け、保護出産を希望する妊婦は、相談を受けた地域相談機関の長に自らの意思決定により保護出産を申請できる(同法九条)。申請の際、保護出産の申請者(以下「申請者」とする。)は、自身の氏名や連絡先、保護出産選択までの状況等について伝えなければならず、地域相談機関の長は出生証書を作成し、児童権利保障院に移管する(同法一五条)。

(3) 出産の支援

申請者は、自身が選択した医療機関で、地域相談機関から通知された非識別化された情報のもと、身元を明かさずに検診・出産することができる(同法一〇条)。出生通報制度導入の際に懸念された医療機関外での出産や乳児遺棄防止のため、医療機関では身元を明かさずに出産できるように支援する<sup>(65)</sup>。

(4) 出産後の支援等

医療機関は、保護出産により児童が出生した場合、出生の事実を確認するため、非識別化された仮名や管理番号、子の性別、出生年月日時等の事項を申請者の診療記録等に記載しなければならず、医療機関の長は、出生日から一四日以内に出生情報を健康保険審査評価院に提出しなければならない(同法一一条一・二項)。申請者は、保護出産の日から七日以上、児童を直接養育するための熟慮期間を持ち、この期間が経過した後、申請を受け付けた地域相談機関の所在地を管轄する市長等に子を引き渡すか、同機関の長に引渡しを要請することができる(同法一二条一項)。子の引渡しを受けた市長等は、遅滞なく児童福祉法が定める保護措置をしなければならない(同法三項)。申請者は、子の養子縁組の許可があるまで保護出産を撤回することが可能である(同法一三条)。ま

た、子を出産後、出生申告をせず、非識別化等を希望する場合は、出産日から一か月以内に児童の保護を地域相談機関に申請しなければならない（同法一四条一項）。

### 3. 保護出産に関する情報の範囲・管理・開示

#### (1) 情報の範囲——出生証書の作成（同法一五条）

保護出産の申請（同法九条又は出産後の児童の保護申請（同法一四条））を受けた地域相談機関の長は、申請者に関する出生証書を作成する（同法一五条）。出生証書には、申請者である母と父に関する次の事項が含まれている（同条一項一号～五号参照）。

- i. 申請者及び実父の姓名・本<sup>(66)</sup>・登録基準地<sup>(67)</sup>及び住民登録番号（韓国人の場合）
- ii. 申請者及び実父の遺伝的疾患及びその他の健康状態
- iii. 申請者が児童の姓名を付けた場合、その姓名
- iv. 申請者が保護出産又は出産後の児童の保護申請（同法一四条）を選択するまでの社会的・経済的・心理的状況等の相談内容
- v. その他、保健福祉部令の定める事項——実母及び実父の住所、連絡先、国籍、居住地域（市・郡、区の名称）、保護出産又は出産後の児童の保護申請の際の実母又は実父の年齢及び申請日、その他保健福祉部長官が必要と認める事項（同法施行規則一四条参照）

実父に関する情報は、実父が不明や所在不明の場合、実父により妊産婦と胎児及び児童の安全が脅かされる憂慮がある場合等の事由で直接又は申請者を通じて確認できない事項については記載省略が可能である（同法一五条一項ただし書）。

## (2) 情報の管理——出生証書の保管(同法一五条・一六条)

地域相談機関の長は、(1)を含む出生証書を封筒に入れて密封し、封筒の表面に出生証書が入っているという事実、非識別化された申請者の仮名、出生証書を作成した地域相談機関の名称及び住所を記載した後、児童権利保障院に移管するまで保管する(同法一五条二項)。なお、医療機関の長から出生情報の提出を受けた健康保険審査評価院の長は中央相談支援機関の長に(同法二一条二・三項)、また、中央相談支援機関の長は保護出産申請を受け付けた地域相談機関の長に(同法四項)、そして地域相談機関の長は同機関の所在地を管轄する市・邑・面の長に、当該出生情報を含む出生事実を遅滞なく通報しなければならない(同項)。この通報を受けた市等の長は、児童の姓と本を創設<sup>(68)</sup>した後、名前と登録基準地を定めて家族関係登録簿に記録し、保護出産申請を受け付けた地域相談機関の長に出生記録の事実と児童の姓名及び住民登録番号を通報しなければならない(同法六項)。この通報を受けた地域相談機関の長は、出生証書が入った封筒に児童の姓名、性別、住民登録番号を追記した後、児童権利保障院に遅滞なく移管する必要がある(同法一六条一項)。児童権利保障院は、移管された出生証書を永久保存する(同法二項)。

## (3) 情報の開示——出生証書の開示請求(同法一七条)

保護出産により生まれた子は、児童権利保障院の長に自身の出生証書の開示請求を行うことができる(同法一七条一項)。開示請求可能年齢に関する規定はなく、未成年者でも開示請求は可能とされる<sup>(69)</sup>(ただし、未成年者の場合は法定代理人の同意が必要(同項ただし書))。開示請求する場合は、児童権利保障院の長に出生証書開示請求書(同法施行規則別紙第六号書式)を必要書類とともに提出する(同法施行規則一五条一項)。開示請求があった場合、児童権利保障院は、実母及び実父の同意を得て出生証書を開示しなければならない(同法一七条二項)。なお、

実母・実父は、同意確認の要請を受けた日から一四日以内に出生証書のうち人的事項（姓名・本・登録基準地及び住民登録番号等）の開示の同意可否について、出生証書開示同意書（同法施行規則別紙第七号書式）を児童権利保障院の長に提出するか、口頭で通知しなければならない（同法施行令七条二項前段）。期限までに同意がない場合は同意しないものとみなされる（同項後段）。実母らの同意が確認できないか、同意しない場合は、人的事項を除き、出生証書を開示することになる（同法一七条二項）。

また、実母らが死亡、その他の事由で同意できない場合で、保護出産により生まれた者の医療上の目的等、大統領令が定める特別な事由がある場合は（診断・治療等、生命と健康に重大な利益のため出生証書の開示が必要であると保健福祉部長官が認めた場合（同法施行令七条四項））、実母らの同意なく、出生証書を公開することができる（同法一七条三項）。

## V 考察——内密出産に関する今後の検討課題

身元を明かすことを望まない妊婦が医療機関で安全な出産を行うため、そして、生まれた子の法的地位の安定のため、日本では今後、内密出産の法制化を踏まえた具体的な議論が求められる。日本の状況とは大きく異なる韓国の法制度を手がかりに、今後の検討課題（出自を知る権利及びその他の課題（出生届及び戸籍記載、法的母子関係の成立））について考察を加える。

## 1. 出自を知る権利の保障

## (1) 情報管理体制の構築①——中央管理機関の設置・管理システムの構築

韓国では、保護出産情報を一元的に永年保存し、情報開示まで担う国の中央機関として児童権利保障院が存在する。公的機関での保護出産情報の一元的保存により、一律の範囲で、情報の永続的な管理が可能となる。開示手続も担うことから、保護出産により生まれた子の出自を知る権利の保障にも繋がる。児童権利保障院は、児童政策や児童福祉関連事業の政策を担う統合的な機関として重要な役割を担っており、養子縁組業務も扱う。韓国では、養子縁組の情報管理・開示も法的に定められており、児童権利保障院はそれについても重要な役割を担っている<sup>(70)</sup>。また、児童権利保障院は、保護出産に関する中央相談支援機関にも指定されている。児童政策に携わる中央機関が保護出産にも関わることで、様々な出産・養育支援が可能となる。

一方、日本では、内密出産を行う医療機関が情報管理・開示すべてを担うことから(ガイドライン参照)、医療機関への過度な負担が指摘されている。内密出産の情報を管理する公的機関を設置し、そこで一元的な管理をすることが必要である。韓国の児童権利保障院のように、他の児童政策にも携わる(連携可能な)機関が担うことが望ましいと言えよう。検討会報告書でも、情報の散逸の防止、永続性の担保という観点から国の専門機関での一元的保存が望ましいと提言されている<sup>(71)</sup>。また、機関設置とともに情報システムの構築も求められる。韓国では、個人情報の非識別化及び当該情報の管理、出生情報の通報、保護出産関連記録及び情報の効率的処理と管理のための情報システムが構築・運営されている(危機的妊娠保護出産法一八条参照)。一元的な情報管理や迅速な移管等のため、情報システムの構築も不可欠である。

(2) 情報管理体制の構築②——情報の範囲、管理方法、開示手続の整備

情報を一元管理する中央機関の設置とともに、管理すべき情報の範囲や管理方法、開示手続等の整備も求められる。内密出産で生まれたすべての子の出自を知る権利を保障するため、情報の開示請求権を法的に保障することとはもちろん、管理情報の範囲を定め、開示に至る手続を法制度として整備する必要がある。韓国では、保護出産申請時に、申請者の出生証書を作成し、姓名や本、登録基準地、住民登録番号のほか、住所や連絡先、健康状態や保護出産に至るまでの状況等を含む出生証書が作成される。現在は医療機関の判断により情報が管理されている日本においても、検討会報告書等で整理された内容(Ⅲ2(4)②参照)をもとに情報の範囲を明文化する必要がある。さらに、管理についても一律の管理方法が求められる。(1)で指摘した中央機関で一元的に永年管理する必要がある。

また、情報の開示請求手続を法的に保障することも重要となる。日本では、情報の開示も医療機関が担うことになるが、情報を管理する中央機関が一律に担うことが望ましい。開示請求の法的保障により、出自を知る権利の保障にも繋がる。検討すべきは、開示請求可能年齢及び開示における実親の同意の有無であろう。開示請求可能年齢について、検討会報告書では一八歳が適切とし、精神的安定度やサポート体制を勘案した上で一五歳以上であれば手続を進めることができるとしている。慈恵病院の対応指針でも原則一八歳以上とし、子と養育者の意向を尊重して一八歳未満でも可とする。一方、韓国の保護出産では、年齢に関する明文規定はなく、未成年者でも法定代理人の同意をもって開示請求は可能である。請求者の状況を考慮する必要があるが、日本の場合、成年年齢である一八歳を原則とし、一八歳未満については養育者(法定代理人)の同意や支援体制を考慮して認めても良いのではないだろうか。

開示可否においては、母(父)の同意を前提とすべきであるが、同意がない(できない)場合の開示範囲につ

いては定める必要がある。韓国においては、実母らの同意が確認できない（同意しない）場合は、姓名や本等の人的事項を除いて開示する。この点については、母らが同意しない場合、保護出産により生まれた子が永久的に自身の出自を知ることができない可能性があり、出自を知る権利が大きく制限される場合があることが指摘されている。<sup>(72)</sup> 検討会報告書は、最も優先されるべきは「緊急下の妊婦及び子どもの生命・健康の確保」とし、同時に、「出自を知る権利と、母のプライバシーの権利が尊重され、確保されることが重要である」とする。<sup>(73)</sup> 開示の同意有無は、母のプライバシーの権利と子の出自を知る権利の調整を図る上で重要となる。同意をもって開示される情報、同意なく開示できる情報に関するルール作りは不可欠となる。合わせて、開示手続の整備（請求方法、開示方法等）の検討も必要である。

### (3) 内密出産前後の母子に対する支援体制の構築

内密出産前後の支援体制の構築も求められる。特に、出産前に、内密出産をした場合の法的効力や出自を知る権利の重要性等の情報提供を十分に行う必要がある。相談体制の充実は、生まれた子の出自を知る権利の保障にも繋がる。

韓国の保護出産制度は、相談支援が重視され、相談体制が公的に構築されている。保護出産申請前の相談を必須とし、全国に設置されている地域相談機関で出産・養育や保護出産の手続・法的効力等について十分な相談を行った後、保護出産を望む場合は申請を行う。地域相談機関は保護出産の情報管理等にも携わるため、出産前後の継続した支援が可能となる。

日本では、現在、内密出産の相談も医療機関が担っているが、熊本市は、妊娠や出産等に関する相談等を担う妊娠内密相談センターを開設し、運営している。<sup>(74)</sup> ドイツの内密出産制度も確立した相談体制のもとで行われてい

るが、日本でも内密出産前後の相談・支援を充実させるため、公的相談機関を全国に設置する必要がある。検討報告書も、子が出自情報を知るプロセスにおいて、養子縁組後の出自に関する相談やサポート等、専門性が十分に担保されたサポート体制の整備について提言している。<sup>(75)</sup>

## 2. その他の法的課題

### (1) 出生届及び戸籍の記載

戸籍は社会生活の前提であり、養育とも密接に関連する。子の利益を実現するにあたって重要な課題であると言え、内密出産により生まれた子の戸籍は当初より課題として指摘されていた。<sup>(76)</sup>内密出産は公的に身元を明かさない出産であることから、母親が出生の届出を行うことは難しく、病院側が母親の名前を示さずに出生届を行うことができるか、この行為が犯罪（公正証書原本不実記載罪（刑法一五七条））に成り得るかが問題として指摘された。<sup>(77)</sup>国内初の内密出産で生まれた子については、熊本市西区長の職権で子単独の戸籍が作成されたことが明らかになっている。<sup>(78)</sup>

国のガイドラインでは、<sup>(79)</sup>内密出産を希望する妊婦に対して、医療機関は、出生届提出の意義の説明及び提出の説得をし、出産後は出生届の提出を促すこと、当該母が出生届を行わない場合は医療機関から当該機関を管轄する児童相談所に要保護児童の通告をし、子の戸籍作成のために必要な情報（子の出生地、出生日及び性別。以下同）提供を行い、児童相談所から情報の提供を受けた市区町村長は、職権で当該子の戸籍を作成することとされた。なお、医療機関が母の身元情報を管理している場合、出産に立ち会った医師等から子の母の欄を空欄とした出生届が提出された場合は、戸籍法三四条二項の規定により、受理しないことが明記されている。<sup>(80)</sup>

懸念された出生届及び戸籍記載については、ガイドラインの通知により一応の解決を見た。ただし、ガイドラ

インで示された職権記載（戸籍法四四条三項）のような変則的方法ではなく、子の出生届による単独での戸籍編成を考へるべきとの指摘もある<sup>(81)</sup>。韓国の保護出産では、出生情報を含む出生事実の通報を受けた市等の長が、児童の姓・本創設後、名前と登録基準地を定め、家族関係登録簿に記録することが明文化されている（危機的妊娠保護出産法二一条六項参照）。日本においても、戸籍法に内密出産の場合を規定するなど、法的検討の余地がある。

## （2）法的母子関係の成立

民法上、直接定めた規定はないが、法的な母子関係は懐胎・出産により成立するものとされる。判例も同様に、懐胎・出産した女性が母となると解されているが（分娩者≡母ルール<sup>(83)</sup>）、内密出産はこのルールに抵触するとの指摘がある<sup>(84)</sup>。

ガイドラインは、内密出産で「当該妊婦が出産した子どもは、その母が事実上親権を行使することが不可能であり、『親権を行う者のない場合』に該当すると考えられる<sup>(85)</sup>」とし、生まれた子の親権者は母（≡分娩者）であり、内密出産を行った母と子との間に法的親子関係が成立するものとしている<sup>(86)</sup>。内密出産を法制化するドイツでは、出産した女性が母であることが明記されており（独民法一五九一条<sup>(87)</sup>）、内密出産の場合も分娩により当然に法律上母親の身分を取得し、子を保護する義務を負うことになるが、内密出産では母親を明らかにしない形で出生登録が認められ、少なくとも一六期間は母親としての身分を追及されないという<sup>(88)</sup>。ドイツの内密出産は、匿名出産等に対する出自を知る権利の侵害といった批判を意識しつつ、出産前後の母子に対する医療的保護の保障と子の身分に法的安定性を与えようとするものであると指摘されている<sup>(89)</sup>。

韓国においても、母子関係は分娩という事実により確定する<sup>(90)</sup>。危機的妊娠保護出産法では、保護出産の申請者は、保護出産の日から七日以上の熟慮期間が経過した後、申請を受け付けた地域相談機関の所在地を管轄する市

長等に子を引き渡すか、同機関の長に引渡しを要請することができるが（同法一二条一項）、この場合、子が引き渡された時から親権者の親権行使は停止される（同項）。保護出産においても出産した者が母Ⅱ親権者であることを前提としていると考えられる。

分娩者Ⅱ母という前提のもとでは、内密出産の場合、母は出生の届出や子の養育に関する意思を有していないことになる。法的親子関係の成立は、子の親権や監護等の基礎となるものであり、子の養育環境、ひいては子の利益と大きく関わる。内密出産における親子関係の成立についても法的に検討する必要がある。戸籍記載（戸籍法）<sup>(91)</sup>や養育（親権の行使や監護、主に民法）等の関連制度も踏まえ、子の法的地位安定のために検討する余地がある。

## Ⅵ おわりに

生殖補助医療や養子縁組による親子関係において、出自を知る権利が活発に議論されている中、内密出産における出自を知る権利の保障もまた、大きな課題となっている。内密出産については、国のガイドラインで十分な対応が可能なのか検討が求められるが、内密出産が実際に行われている現状を鑑みれば、母子の保護のため、喫緊の課題として、法制化を踏まえた検討を進める必要がある。本稿で指摘した検討課題を含めた具体的な検討を強く求めたい。

韓国の保護出産法制化は、日本での制度構築の検討にあたり、重要な意義を有する。韓国を含め、内密出産や匿名出産が法制化されている諸外国の法制度及び運用状況を踏まえた検討が求められるが、その際、民法や戸籍法等の関連法との関わりについても検討する必要がある。最優先すべきは、検討会報告書での言及の通り、母子

の生命・健康の確保、そして出自を知る権利と母のプライバシーの権利の尊重・確保であり、これらの調整を図る制度構築が不可欠である。そして何より、内密出産が求められる実情を十分に理解して議論を進めるべきである。<sup>(93)</sup>

韓国で、保護出産制度が導入されてから一年が過ぎた(二〇二五年八月現在)。運用にあたっての課題や実情を踏まえ、今後詳細に検討する必要がある。韓国の現状分析は、日本法の議論においても有意義なものとなる。今後の研究課題として、より具体的な検討を試みたい。

(1) 梅澤彩「出自を知る権利に関する一考察」二宮周平編代『現代家族法講座 第三卷 親子』(日本評論社、二〇二一年)一四一頁参照。親は、当該親子関係を自らの意思によって築いていることから、現在の親子関係がどのように形成されたかを認識していると考えられ、出自を知る権利は、従来「子」の権利として把握されることが多かったと指摘される(同一四一頁参照)。

(2) 梅澤彩・前掲注(1)一四一頁参照。

(3) 筆者は、日本における養子の出自を知る権利の現状や課題について、韓国の現状との比較から、日本での同権利をめぐる今後の課題について考察を加えた。詳しくは、①田中佑季「日本・韓国における『子の出自を知る権利』に関する現状と課題(一)——養子縁組との関わりを中心に——」帝京法学三六卷一号(二〇二二年)一三九頁以下及び②同「日本・韓国における『子の出自を知る権利』に関する現状と課題(二・完)——養子縁組との関わりを中心に——」帝京法学三六卷二号(二〇二三年)一三一頁以下参照(以下、前者を注(3)①、後者を注(3)②と記す)。

(4) 課題が多いことは指摘されつつも、生殖補助医療により生まれた子の法的立場の安定という面では「特例法が成立した意義は大きい」(「社説」生殖補助医療法成立ルール整備の出発点にしたい)読売新聞二〇二〇年一月六日朝刊三頁(ヨミダス、入手日二〇二五年八月二三日)などの評価がなされた。

(5) 出自を知る権利や代理出産のあっせん、生殖補助医療の規制措置等に踏み込んでおらず、多くの課題があること

- が指摘され（『出産女性が母』法案成立へ 出自を知る権利の保障、先送り」朝日新聞二〇二〇年二月三日朝刊三頁等参照）、今後の環境整備の必要性も唱えられた（読売新聞・前掲注（4）（二〇二〇年二月六日）参照）。
- （6）『特定生殖補助』法案を提出」読売新聞二〇二五年二月六日朝刊二七頁（ヨミダス、入手日二〇二五年八月二三日）参照。特定生殖補助医療法案は、自民、公明、日本維新の会、国民民主の四党により参議院に共同提出された。
- （7）『特定生殖補助』法案再考を要請 当事者団体が声明」読売新聞二〇二五年二月二六日朝刊三一頁（ヨミダス、入手日二〇二五年八月二三日）参照。
- （8）「出自を知る権利『不十分』」指摘も 不妊治療巡る法案 廃案」読売新聞二〇二五年七月一七日朝刊一一頁参照。
- （9）詳しくは、田中佑季・前掲注（3）①一五七頁以下参照。
- （10）筆者は、養子の出自を知る権利をめぐり、中央機関の設立と徹底した情報管理体制の構築、記録の内容・開示等に関する体系的な法整備、また、養子縁組成立後の支援体制の構築等の必要性を主張したい（詳しくは、田中佑季・前掲注（3）②一六〇頁以下参照）。
- （11）児童の権利に関する条約及び憲法にその法的根拠を置く見解が示されている（詳しくは、田中佑季・前掲注（3）①一四九頁以下参照）。
- （12）筆者は、田中佑季・前掲注（3）①一四二頁でも同様の点を指摘した。内密出産のほか、慈恵病院が国内で初めて設置した「こうのとりのゆりかご」（本稿でも言及）に預け入れられた子の出自を知る権利の保障も同様の課題として指摘できる。
- （13）二〇二五年三月には、賛育会病院（東京都墨田区）が国内では二例目となる内密出産の受入れと、親が育てることのできない子を匿名で預ける「いのちのバスケット」の設置を表明している（「赤ちゃんポスト二例目 内密出産も墨田区の病院 運用開始」読売新聞二〇二五年四月一日朝刊三〇頁（ヨミダス、入手日二〇二五年八月二四日）参照）。また、同年六月には、大阪府泉佐野市が市内の医療センターと連携し、来年度中の開始に向け、内密出産と赤ちゃんポストの設置に取り組むことが報じられた。行政主導では初の取組みとなる（「赤ちゃんポスト 泉佐野で設置へ 初の行政主導」朝日新聞二〇二五年六月二七日朝刊二三頁（朝日新聞クロスサーチ、入手日二〇二五年八月二四日）参照）。

- (14) 二〇二五年五月一日に、熊本市の大西一史市長が、国に対して内密出産の法制化等を要望したことが報じられた〔内密出産「法制化を」大西・熊本市長が国に要望〕朝日新聞二〇二五年五月一七日期刊（熊本全県）二七頁（朝日新聞クロスサーチ、入手日二〇二五年八月二三日）参照。
- (15) 同法制定の背景や経緯、概要に関する邦語文献として、中村穂佳「韓国・身元を明らかにしない出産制度の創設」国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法』No.三〇〇（二〇二四年六月）七五頁以下がある。同文献には、危機的妊娠保護出産法の条文翻訳が付されている。
- (16) 中村穂佳・前掲注(15)七六頁参照。
- (17) 石綿はる美「内密出産の取扱いに関する通知をめぐって―母子関係の成立や子の監護」法学セミナー八二八号（二〇二四年）八九頁参照。
- (18) ①床谷文雄「日本における内密出産制度の展望」法学セミナー八一九号（二〇二三年）五二頁及び②床谷文雄「ドイツにおける内密出産制度導入の意義と課題（二）」阪大法学六八巻一号（二〇一八年）六頁参照（以下、前者を注18①、後者を注18②と記す）。②において、出産の事実を秘密にし、匿名で子を手放す諸形態として、ベビーボックス（赤ちゃんポスト）型、匿名での引渡し（手渡し）型、匿名出産型、内密出産型に分類されると指摘されている（同四頁参照）。
- (19) 西希代子「母子関係成立に関する一考察―フランスにおける匿名出産を手がかりとして―」本郷法政紀要一〇号（二〇〇一年）四〇〇頁参照。
- (20) 床谷文雄・前掲注(18)②六頁参照。
- (21) 床谷文雄・前掲注(18)①五五頁参照。
- (22) 石綿はる美・前掲注(17)九一頁参照。
- (23) 床谷文雄・前掲注(18)①五五頁及び西希代子・前掲注(19)四一五頁参照。
- (24) 「ベビー・クラップ（Babyklappe）」等と呼ばれる。短期間でドイツ各地に設置されたという（床谷文雄・前掲注18①五三頁参照）。
- (25) 床谷文雄・前掲注(18)①五三一五四頁及び床谷文雄・前掲注(18)②九頁参照。同法については、脚注で言及する

- 文献の他、渡辺富久子「ドイツにおける秘密出産の制度化―匿名出産及び赤ちゃんポストの経験を踏まえて―」国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法』No.260（二〇一四年）六五頁以下等に詳しい。
- (26) 床谷文雄・前掲注(18)①五三―五四頁及び床谷文雄・前掲注(18)②九―一三頁以下参照。
- (27) 床谷文雄・前掲注(18)②一四―一五頁及び渡辺富久子・前掲注(25)七〇頁参照。
- (28) 床谷文雄・前掲注(18)①五四頁参照。
- (29) 熊本市要保護児童対策地域協議会「このとりのゆりかご専門部会」「このとりのゆりかご」第六期検証報告書（令和六年六月）一―三頁参照（以下「このとりのゆりかご専門部会」及び「第六期検証報告書」とする。第六期は、二〇二〇年四月一日から二〇二三年三月三十一日までである。）（熊本市ホームページ「社会的養護」<https://www.city.kumamoto.jp/lis/04370.html>参照（閲覧日二〇二五年八月二六日））。
- (30) 二〇二二年度までは第六期検証報告書・前掲注(29)七一頁（資料編）、二〇二三年度及び二〇二四年度は、このとりのゆりかご専門部会『令和五年度「このとりのゆりかご」の運用状況に関する短期的検証について』（二〇二四年五月二九日）二頁及び同『令和六年度「このとりのゆりかご」の運用状況に関する短期的検証について』（二〇二五年五月二八日）二頁参照（熊本市ホームページ・前掲注(29)参照）。
- (31) 床谷文雄・前掲注(18)①五三頁参照。
- (32) 第六期検証報告書・前掲注(29)二三頁参照。第六期は一〇件（六六・七％）であり、半数以上が孤立出産事例であった。
- (33) 『「内密出産」受け入れ表明 熊本・慈恵病院 予期せぬ妊娠対象』朝日新聞二〇一九年二月八日朝刊一頁（朝日新聞クロスサーチ、入手日二〇二五年八月二五日）参照。
- (34) 緊急下の妊婦から生まれた子どもの出自を知る権利の保障等に関する検討会「緊急下の妊婦から生まれた子どもの出自を知る権利の保障等に関する検討会報告書」（令和七年（二〇二五年三月）三頁参照（以下「検討会報告書」とする。）（熊本市ホームページ「緊急下の妊婦から生まれた子どもの出自を知る権利の保障等に関する検討会」<https://www.city.kumamoto.jp/kij/00350689/index.html>等参照（閲覧日二〇二五年八月三一日）））。
- (35) 「国内初の内密出産 慈恵病院が発表」朝日新聞二〇二二年二月四日夕刊一頁、「内密出産に助け求める実状、知

- つて熊本・慈恵病院、蓮田健院長に聞く」朝日新聞二〇二五年六月一六日朝刊一九頁（ともに朝日新聞クロスサーチ、入手日二〇二五年八月二四日）参照。
- (36) 詳しくは、石綿はる美・前掲注(17)九二頁以下、床谷文雄・前掲注(18)①五五頁以下等参照。戸籍に関する刑法上の問題については、山下裕樹「赤ちゃんポストと内密出産」法学セミナー八三四号（二〇二四年）一一二―一三頁、戸籍作成については、安達敏男・吉川樹士「いわゆる内密出産と孤立出産並びに内密出産についての国のガイドラインの概要（戸籍の作成等）について」戸籍時報八四〇号（二〇二三年）三三頁以下等参照。
- (37) 前田陽一・本山敦・浦野由紀子「民法Ⅵ 親族・相続（第七版）」（有斐閣、二〇二四年）一四二―一四三頁及び床谷文雄・前掲注(18)①五五頁等で指摘されている。
- (38) 朝日新聞・前掲注(33)（二〇一九年二月八日）参照。
- (39) 朝日新聞・前掲注(33)（二〇一九年二月八日）参照。
- (40) こども家庭庁ホームページ「社会的養護に関する法令・通知等一覧」<https://www.cfa.go.jp/policies/shakaiteki-yougo/fuchi>参照（閲覧日二〇二五年九月一日）。以下本文(2)(3)におけるガイドラインの抜粋部分にはかぎ括弧を付す。
- (41) ガイドライン（別添）第一参照。
- (42) ガイドライン（別添）第二参照。
- (43) ガイドライン（別添）第一、第二及び第三、五参照。
- (44) ガイドライン（別添）第一参照。
- (45) ガイドライン（別添）第一参照。
- (46) 床谷文雄・前掲注(18)①五六頁及び姜恩和「内密出産」ガイドラインの意義と課題」日本子どもを守る会編『子ども白書二〇二二』（二〇二二年、かもがわ出版）一〇七頁参照。
- (47) 検討会報告書・前掲注(34)参照。
- (48) 「出自情報開示 18 歳未満も条件付き 慈恵病院が指針」読売新聞二〇二五年五月二九日西部朝刊二一頁（ヨミダス、入手日二〇二五年八月三一日）等参照。

- (49) 検討会報告書では「予期せぬ妊娠や産後の養育に悩みながらも、様々な事情を抱える中で、周囲の人や家族に打ち明けること、相談機関への相談や適切な病院受診を行うことができずに自宅等で他者の見守りのない出産（孤立出産）をする女性、若しくは身元を明らかにしないで行う出産（内密出産・匿名出産）を希望する女性、又はこの通りのゆりかごへの子どもの預け入れを考えている、若しくは預け入れを行った女性」と定義付けている（検討報告書・前掲注(34)一頁参照）。
- (50) 検討会報告書・前掲注(34)六頁参照。
- (51) 以下、出自に関する情報の分類や管理方法、開示等の内容は、すべて検討報告書・前掲注(34)二五―四一頁を参照して整理する。
- (52) 検討会報告書・前掲注(34)四五―五〇頁。
- (53) 以上、対応指針については、読売新聞・前掲注(48)(二〇二五年五月二九日)、「熊本・慈恵病院…出自巡る情報の開示、専門家審議会で判断 熊本・慈恵病院が指針」毎日新聞二〇二五年五月二九日朝刊一七頁（毎索、入手日二〇二五年八月三一日）参照。
- (54) 「出自知りたい子へ、対応指針『匿名性保障し、母子の生命確保を』内密出産取り組む熊本・慈恵病院」朝日新聞二〇二五年五月二九日朝刊二三頁（朝日新聞クロスサーチ、入手日二〇二五年八月二三日）及び朝日新聞・前掲注(35)(二〇二五年六月一六日)参照。
- (55) 朝日新聞・前掲注(54)(二〇二五年五月二九日)参照。
- (56) 個人情報の一部を削除、あるいは一部又は全部を代替する方法で追加情報がなければ個人を特定することができないよう処理すること（個人情報保護法（개인정보 보호법）二条一号の二参照）。なお、本章の法律名はすべて韓国法であり、規定内容は二〇二五年八月現在のものである。
- (57) 保健福祉部報道参考資料「출생미신고 아동 二、一三三명 전주소사 결과 一、〇二五명 생존 확인, 二四九명 사망, 八一四명 수사 중」(二〇二三年七月一八日) 参照（保健福祉部ホームページ「보도자료」<https://www.mohw.go.kr/boardes?mid=a10503010100&bid=0027>（閲覧日二〇二五年九月五日））。
- (58) 박주영 「국내 및 국제 입양 법제의 변화 및 검토」민사법의 이론과 실무 二八巻一号（二〇二四年）九一頁参照。

- (59) 허민숙 「보충출산제, 논쟁의 지점과 숙고할 사안… 출생통보제 도입에 따른 보완·병행 입법 논의에 부쳐」이슈와 논점 211-220号 (2023年) 一頁参照 (国会立法調査処ホームページ 「연구 보고서」 <https://www.nars.go.kr/report/list.do?cmsCode=CM10043> 参照 (閲覧日2025年九月五日))。導人経緯の詳細は、中村穂佳・前掲注(15)七七-七九頁参照。
- (60) 大韓民国政府 「관보」 (官報) 第二〇六一四号 (2023年10月31日) 一〇六頁 「制定理由」 参照。
- (61) 以下2 (1) (4) 及び3については、保健福祉部報道資料 「출생통보제와 위기임신 지원 제도로 어려운 상황의 임산부와 아동 보호」 (2024年七月一八日) (保健福祉部ホームページ・前掲注(57) 参照) 五一-六頁の「保護出産制の手続」①-⑥の内容を参照しながら、危機的妊娠保護出産法及び関連法令内容や他の資料も踏まえて整理する (本稿での翻訳は筆者による)。同法全文訳は中村穂佳・前掲注(15)八三-九五頁参照。
- (62) 韓国・児童福祉法一〇条の二に基づいて設立された機関であり、二〇一九年の児童福祉法改正 (法律第一六二四八号) によって設けられた。保護が必要な児童の保護終了後まで続くすべての過程を総合的・体系的に支援できるように、児童政策を総合的かつ体系的に推進できる統合的な遂行機関の必要性から児童権利保障院が設立された (大韓民国政府 「관보」 (官報) 第一九四二〇号 (2019年一月一五日) 八二頁 「改正理由」 参照)。
- (63) 保健福祉部公告第二〇二四-五四九号 「위기임산부 중앙상담지원기관 지정 공고」 (2024年七月一七日) 参照。
- (64) 保健福祉部報道資料・前掲注(61)三・一〇頁参照。
- (65) 保健福祉部 「2025년 위기임신 및 보충출산 지원 사업 안내」 (2025年三月) 一一頁参照 (保健福祉部ホームページ 「발간자판」 [https://www.mohw.go.kr/board.es?mid=a10411010300&bid=0019&cg\\_code=C02](https://www.mohw.go.kr/board.es?mid=a10411010300&bid=0019&cg_code=C02) 参照 (閲覧日2025年九月五日))。
- (66) 韓国家族制度において重要な意味を有する。「姓」は出生の血統 (原則、父系血統)、「本 (本貫)」は自身の祖先 (父系) の発祥地名を意味し、「本」は「姓」と不可分な関係にある。「同姓同本」であれば、例外を除き、同一父系血族に属するものとされる (高翔龍 『韓国法 (第三版)』 (信山社、二〇一六年) 二五二-二五三頁参照)。
- (67) 出生又はその他の事由による最初の登録の際に定められる (家族関係に関する登録等に関する法律一〇条参照)。

本籍に対応する概念とされる（申榮鎬Ⅱ裴薫『韓国家族関係登録法―戸籍に代わる身分登録法対応と実務』（日本加除出版、二〇〇九年）一九頁・注六参照）。

(68) 父母の知れない子は、法院の許可を得て、姓と本を創設する（民法七八一条四項本文参照）。

(69) 신동현 「모성출산제의 시행과 향후 과제」 家族法研究三八巻三号（二〇二四年）二八三頁参照。

(70) 詳しくは、田中佑季・前掲注③②一五〇―一五八頁参照。なお、韓国では二〇二三年七月に養子法体系が再編され、「入養（養子縁組）特例法」は「国内入養に関する特別法」に全部改正され、新たに「国際入養に関する法律」が制定された（二〇二五年七月一九日施行）。養子法再編については、中村穂佳「韓国」国際養子縁組に関する法律の制定「国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法』No.29712（二〇二三年）二〇頁以下及び田中佑季「韓国の養子制度に関する法律の改正と制定（一）―『入養特例法』の全部改正と『国際入養に関する法律』の制定―」帝京法学三八巻二号（二〇二五年）二〇一頁以下等に詳しい。

(71) 検討会報告書・前掲注(34)四六頁参照。

(72) 신동현・前掲注(69)二九二頁参照。

(73) 検討会報告書・前掲注(34)六頁参照。

(74) 熊本市ホームページ「妊娠内密相談センター」<https://www.city.kumamoto.jp/is/03854.html> 参照（閲覧日二〇二五年九月一日）。

(75) 検討会報告書・前掲注(34)四九頁参照。

(76) 『内密出産』進まぬ法整備 戸籍や養子縁組に課題」朝日新聞二〇一九年二月八日朝刊三〇頁参照。

(77) 山下裕樹・前掲注(36)一一二頁及び「内密出産に例外対応 戸籍作成へ 法整備求める声も」朝日新聞二〇二二年二月一日朝刊三頁参照。

(78) 「内密出産の子、戸籍作成完了」熊本市長「朝日新聞二〇二二年五月一日朝刊（熊本全県）二二頁（朝日新聞クオースターチ、入手日二〇二五年八月三十一日）参照。

(79) ガイドライン（別添）第二・三参照。詳しくは、小佐野伸子「匿名による子の委託と『内密出産』：戸籍の作成手続について」戸籍時報八六三号（二〇二五年）八一―八五頁参照。

- (80) 床谷文雄・前掲注(18)①五六頁及び山下裕樹・前掲注(36)一一二―一三頁参照。
- (81) 床谷文雄・前掲注(18)①五六頁参照。
- (82) 朝日新聞・前掲注(77)(二〇二二年二月一日)参照。
- (83) 「母とその非嫡出子との間の親子関係は、原則として、母の認知を俟たず、分娩の事実により当然に発生する」(最判昭和三七・四・二七民集一六卷七号一二四七頁)、「母子関係は懐胎、出産という客観的な事実により当然に成立する」(最決平成一九・三・二三民集六一卷二号六一九頁)などと示されている。
- (84) 石綿はる美・前掲注(17)九一頁参照。
- (85) ガイドライン(別添)第三参照。
- (86) 石綿はる美・前掲注(17)九二・九四頁以下参照。
- (87) 泉真樹子「ドイツ民法典における家族法―親子関係の変化を中心に―」国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法』No.二八五(二〇二〇年)三一頁参照。
- (88) 床谷文雄「ドイツにおける内密出産制度導入の意義と課題(二・完)」阪大法学六八卷六号(二〇一九年)一一〇九―一一一〇頁参照。
- (89) 床谷文雄・前掲注(88)一一一頁参照。
- (90) 윤진수『친족상속법강의제6판』(박영사, 二〇二五年)一七八頁参照。
- (91) 母子関係の成立については、石綿はる美・前掲注(17)九四―九五頁の議論等参照。
- (92) 検討会報告書・前掲注(34)六頁参照。
- (93) 慈恵病院の蓮田健院長は、インタビューの中で「まずは内密出産に助けを求める女性たちの実情を理解してほしい。法制化の議論はその先にあると思ってい」と述べられている(朝日新聞・前掲注(35)(二〇二五年六月二六日)参照)。

※本稿は、JSPS 科研費 21K01228 の助成を受けた研究成果の一部である。